

「第3次江別市男女共同参画基本計画(素案)」に係る 意見公募(パブリックコメント)の結果について

■意見の募集結果

募集期間	令和5年12月8日(金)～令和6年1月9日(火)
提出者数	4人
提出件数	14件

■意見の反映状況

区分		件数
A	意見を受けて案に反映するもの	2
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	5
C	案の変更はないが、今後の参考とするもの	6
D	案に反映しないもの	1
E	その他の意見	0
合計		14

令和6年2月

江別市 生活環境部市民生活課市民協働担当

■寄せられたご意見と市の考え方

(寄せられたご意見については、できるだけ正確に表すため、個人を特定できる箇所やご意見以外の記述を除き、可能な限り原文のとおり掲載しています。)

No.	ページ	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方	意見の反映状況
1	全般	江別市のホームページの議員名簿を拝見すると、この計画に合致した男性女性の比率が保たれている印象を受けました。つまり、かつては男社会であった政治家の世界も女性議員と協力して議会を動かしていこうという姿勢が強く感じられます。女性の社会進出や人材の多様化といった政府が目標とする試みと歩調が合います。市議会議員を先頭として、民間企業でも積極的に取り入れられることを望みます。	江別市議会における女性議員の割合は全国でも高く、政治分野において女性活躍が進んでいる状況であります。市では、これまで、江別市男女共同参画を推進する条例に基づき、審議会等の女性委員登用率の向上や、市職員へのキャリアアップ支援など女性活躍の推進を図るとともに、事業所に対しても周知・啓発してきたところであります。今後におきましても、事業所に市の取組を周知するとともに、女性のキャリアアップ支援や仕事と家庭の両立支援など国の制度を周知し女性活躍の推進に努めてまいります。	B
2	全般	男女共同参画基本計画素案全般から受ける「性」の認識は、昭和モデルとしての戸籍法に基づく男女二元論から出てはなりません。よって、マジョリティ側の「男性」と「女性」が抱える現状と課題に終始した社会変革の位置づけとなっているのではないのでしょうか。江別市は、パートナーシップ制度を持っている自治体として性の多様性を認めていますので、性的マイノリティに関わる具体的な事業内容をもっと掲載するなど、彼らへの配慮が必要と思われれます。また男女共同参画に関わって、「困難女性支援法」といった新たな法律もできあがっていますので、向こう10年の基本計画としては関連法をもれなく明記しておくべきと考えます。	第3次江別市男女共同参画基本計画は、男女共同参画社会の姿やそこに向かって市が取り組んでいく大きな方向性を示しており、具体的な事業の内容について記載しておりませんが、性の多様性の理解促進に関する具体的な取組については、広報やホームページにて周知するなど、広く情報提供に努めております。また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」の明記につきましては、北海道がこの法律に基づき計画を策定中であり、策定後の通知内容を踏まえて、市としての方向性を示すことになることから、5年後の中間見直しの際に検討してまいります。	C
3	全般	この基本計画に、タイトルをつけてはどうでしょうか。例えば「ジェンダー・フリーのまちづくりをめざして」この場合のジェンダーは、性別のみをさす狭義な意味でなく、多様性の認め合い～LGBTQ等を含む広い意味です。	今回に関しては、サブタイトル等は付けておりませんが、いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	C

No.	ページ	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方	意見の反映状況
4	全般	<p>人権を尊重し、性別役割分担固定化意識や性差に関する偏見・悪しき慣習の解消を図るための具体的方策や行動がイメージできるものにしてほしいと思います。</p> <p>○クオータ制導入の検討・・・市や関連団体における、募集・採用・配置等 ○意識づくり ① 教育関係者・団体に対する啓もう・・・広報活動、幼児教育から学校教育での点検、研修や研究会の開催等合わせて性やインクルーシブ教育も広めたい。 ② 地域・文化団体やスポーツ団体との連携・意見交流・・・女性団体でも理解されているとは思えませんが、一般的認知度はもっと低いかなと思います。健康管理やパワハラ・セクハラ視点からも連携は必要です。</p> <p>○「具体的性差を踏まえて・・・」とありますが、性差の前にまず、個人の尊重、多様性の理解が優先されるべきかと思えます。 ○女性の貧困支援の方策が、イメージできませんでした。支援法がらみでの協働体制が求められるのではないのでしょうか。</p>	<p>第3次江別市男女共同参画基本計画は、男女共同参画社会の姿やそこに向かって市が取り組んでいく大きな方向性を示しており、具体的な方策や行動につきましては、主な関連計画に記載される内容であると考えております。</p> <p>市といたしましても、男女共同参画社会の実現に向けた様々な視点からの取組が必要であると考えますことから、いただいたご意見につきましては、関連する部署に情報提供するとともに今後の参考とさせていただきます。</p>	C
5	P2	<p>令和6年4月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されます。都道府県に支援計画づくりが義務づけられ、道も「困難女性支援計画」の素案をまとめました。</p> <p>例えば、素案では、2028年度まで「女性相談支援員」を全市町村で確保する目標を設定しています。新法は、「相談支援員」の雇用を市町村の努力義務としています。それだけに市としてとりくみの強化を図ってほしいです。</p> <p>法律の趣旨を生かす意味でも イメージ図のなかに、この法律を位置づけてほしいです。</p>	<p>現在、北海道では、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」に基づく計画を策定中であり、策定後の通知内容を踏まえて、市としての方向性を示すことになることから、5年後の中間見直しの際に検討してまいります。</p> <p>なお、困難な問題を抱える女性への支援につきましては、多岐にわたる支援が必要とされることから、関連する部署と連携・協議しながら進めてまいります。</p>	C
6	P4	<p>計画期間は、10年間となっています。「国の動向や社会情勢の変化に応じ適切な見直しを行います」となっていますが、市の実態に応じて迅速な対応が求められる場面もあると思います。その時々により、積極的に見直しを進めていくことも大事ではないかと考えます。</p>	<p>本計画の見直しについては、計画の達成状況や国の動向、社会情勢の変化に応じ、適切な見直しを行ってまいります。</p>	B

No.	ページ	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方	意見の反映状況
7	P12	基本方針1は、性別を考えるうえで性的マイノリティの存在も触れておくべきと考えます。	<p>本文、現状と課題の上段「すべての人が自分の能力を発揮し、自分らしく生きることのできる社会を実現していくには、性別にとらわれることなく、一人ひとりの人権が尊重されなければならない」との表現の中に、性的マイノリティの方についても含まれております。</p> <p>下段においても「性別による固定観念や偏見は女性だけではなく男性にとっても生きづらく、さらに性の多様性に対する理解を進めるにあたり弊害となる要因の一つ」と性的マイノリティの方への理解促進について記載しております。</p>	B
8	P12	<p>「男女共同参画基本法」では、「男女共同参画社会」とは男女が社会のなかで、対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画する機会の確保などを謳っています。かつて、性別と言うと「男性」「女性」とされてきましたが、決してそうではなく、性の多様性へと議論が広がっていったのは、当然のことと言えます。</p> <p>ただ方針1の表現では「男女平等・共同参画社会」と、「多様性を認め合う社会」が並列のように捕らえかねない危惧があります。もう少しいねいな説明があってもと思いました。</p> <p>目ざすところは「自分らしく」生きていける社会です。そんな意味では「パートナーシップ制度」が導入されたことは、とても大きな意義があると思います。</p> <p>どこかに記載があってもいいのではないかと考えます。</p> <p>検討をお願いします。</p>	<p>市といたしましても、いただいたご意見と同様に自分らしく生きていくことのできる社会の実現は、重要であると考えております。</p> <p>パートナーシップ宣誓制度の導入につきましては、現計画に基づく取組として、第3次江別市男女共同参画基本計画の前書きでの記載を予定しております。</p>	B
9	P19	基本方針3に「仕事と生活の調和」とあります。他の方針の文末は、「意識づくり」とか「促進」「推進」「取組」「支援」「整備」と、どうしていきたいのかが示されていますが、方針3については不明確だと思えます。何らかの語句をつけた方がわかりやすいような気がします。	ご意見を踏まえ、タイトルを「働く人たちの男女共同参画及び仕事と生活の調和の推進」に修正いたします。	A

No.	ページ	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方	意見の反映状況
10	P19～23	基本方針3と基本方針4は、生活・経済面で男女共同参画・女性活躍を推進する上で大きな課題があることを示しています。しかし、家事・出産・育児・介護といったものに労働者個人であれ共稼ぎ家庭であれ、生きることの不都合を生じさせている内容やそれを改善するための労働環境整備の必要性を訴える内容が、それぞれの方針に表記されている感じがします。異なる方針に、同一課題が表記されることは有るのでしょうか、方針自体がどんな課題を主としているかをより明確にした方が理解し易いのではないかと思います。よって基本方針3は、あくまでも個としての働く女性が増加したことによる、性差のある負の雇用形態や労働環境を課題とすべきで、ページ中段の「男性の育児休業から～男女ともに仕事と育児や介護が両立できる環境整備が課題です。」は基本方針4の課題ではないでしょうか。基本方針4は、あくまでも共稼ぎ家庭が増加したことによる、家庭内の無償労働の民主的な役割分担やワーク・ライフ・バランスといった「生活環境整備」を課題とすることで良いと思います。	基本方針3では、雇用形態や給与体系、休暇や育児休業の取得など職場において男女が同等な待遇を受けられるような労働環境の整備という観点から、「男性の育児休業取得による仕事と家事・育児が両立できる環境整備」を課題としております。 一方、基本方針4では、家庭生活を送る上で男女がともに家事や育児・介護を担っていくための生活環境の整備という観点から、「男性が積極的に家事・育児・介護を担っていく環境づくり」を課題としております。 したがって、仕事と家事や育児・介護が両立できる環境整備は、2つの観点からの共通の課題であると考えております。	D
11	P24	基本方針5は、タイトルを「あらゆる暴力と少数あるいは特別事情で被る不利益の根絶」みたいに拡大変更して、性的マイノリティの理解促進事業と特定境遇による困難や不安を抱える女性への支援事業の現状と課題も含める内容を追加した方が良いと思います。昭和モデルからの脱却ならば、今は性の多様性や性的マイノリティを取り入れない訳にはいきませんから。行政の役割は、誰も平等に生きる権利を保障するところにありますので、その意味でもマイノリティが抱える問題は落とせません。	性的マイノリティの理解促進事業につきましては、基本方針1の主な取組の一つとして記載しております。 困難や不安を抱える女性への支援事業につきましては、北海道が「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」に基づき計画を策定中であり、策定後の通知内容を踏まえて、市としての方向性を示すことになることから、5年後の中間見直しの際に検討してまいります。	C
12	P27	基本方針7は、防災会議の場において性的マイノリティの方々からの意見も聞く機会を設けることを明記した方が良いと思います。	市の防災会議は、条例により委員構成が定められており、主に専門的な知識を持つ委員で構成される市の審議会等の一つであります。 性的マイノリティの方の意見を聞く機会を設けることに関しては、本文中に、「災害対策決定の場や防災活動の場に性的マイノリティを含めた多様な視点から意見を取り入れられる仕組みづくりが重要と考える」との記載があることから同じ趣旨であると考えております。	B
13	P27	基本方針7では、現状と課題のなかに「高齢者、女性、子ども、障がい者、性的マイノリティなど多様な視点から…」とあるのですが主な取り組みでは「女性の目線を重視」となっていて、違和感があります。もう少し課題に見合った表現にならないでしょうか。	ご意見を踏まえ、「女性や性的マイノリティなど多様な目線を重視」と修正いたします。	A

No.	ページ	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方	意見の 反映状況
14	P28	<p>第4章の重点項目の考え方に①重点項目1の主な取組の中に、性的マイノリティのためのパートナーシップ制度の維持と近隣自治体との連携、そして市内フレンドリー企業の開拓と環境整備事業の拡大化を追加したほうが良いと思います。</p>	<p>第3次江別市男女共同参画基本計画は、男女共同参画社会の姿やそこに向かって市が取り組んでいく大きな方向性を示しており、具体的な事業の内容について記載しておりませんが、性の多様性の理解促進に関する具体的な取組については、広報やホームページにて周知するなど、広く情報提供に努めております。</p> <p>市といたしましては、現在行っている性的マイノリティに関わる事業を続け、市内事業所等に対して、市の取組について周知・啓発していくほか、その他いただきましたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	C